

議案書別冊

議案第2344号

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

気仙沼都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (案)

～災害に強く人と自然が共生するまちづくり～

平成29年 月

宮 城 県

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

序 広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向	1
1 都市計画の目標	2
(1) 基本的事項	2
(2) 将来像及び都市づくりの基本方針	3
2 区域区分の決定の有無	3
3 主要な都市計画の決定の方針	4
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	8
(5) 防災に関する都市計画の決定の方針	9
□ 気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図	10

序 広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向

(1) まちづくりに求められている課題

本県の北東部に位置する広域気仙沼・本吉圏（以下、「本圏域」という。）は、気仙沼市及び南三陸町から構成され、各々の行政区域の一部に気仙沼都市計画区域及び志津川都市計画区域が指定されている。本圏域は、南三陸のリアス式海岸が連なる変化に富んだ地形により天然の良港を数多く有し、世界三大漁場の一つである三陸沖漁場を間近に控え、古くから水産業を基幹産業として発展してきたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波や大規模な火災（以下、「東日本大震災」という。）により、壊滅的な被害を受けた。

現在、本圏域では、東日本大震災からの復旧・復興として、防潮堤・河川堤防の整備、市街地の嵩上げ盛土、居住地の高台移転や産業の集積などにより「災害に強いまちづくり」と地域産業の再生が進められている。また、本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の早期整備により、岩手県南部地域、広域石巻圏、広域登米圏などの他圏域との連携強化や交流人口の拡大などが期待されている。

さらに、三陸復興国立公園、県立自然公園気仙沼などの豊かな自然環境、自然風景の再生・維持などが求められる。

このような認識のもと、本圏域では、以下の4つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら本圏域の整備、開発及び保全を推進する。

○ 復旧・復興事業による災害に強いまちづくり

復旧・復興事業において、防潮堤や河川堤防の整備などによる津波対策を推進するとともに、市街地の嵩上げ盛土や居住地の高台移転などにより災害に強いまちづくりを進めていく。

○ 水産業をはじめとする地域産業の再生

本圏域を特徴づける水産業や水産関連産業の再生を図るとともに、海辺景観や水産資源などの豊かな地域資源を活用した観光の振興と活性化を図る。

○ 本圏域の骨格を形成する道路ネットワークの早期整備による他圏域との連携強化

本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の早期整備により、岩手県南部地域、広域石巻圏、広域登米圏などの他圏域との連携を強化し、交流人口の拡大を図る。

○ 豊かな自然環境、自然風景の再生・維持

交流の拠点となる都市公園や住民の日常生活を支える道路などの基盤整備を進めるとともに、三陸復興国立公園や県立自然公園気仙沼などの豊かな自然環境、自然風景を再生・維持し、未来へ継承していく。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね20年後の平成47年を目標年次とし、気仙沼都市計画区域(以下、「本区域」という。)における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね10年後の平成37年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、気仙沼市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲及び規模は、次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
気仙沼都市計画区域	気仙沼市	行政区域の一部	4,682 ha	33,244 ha

資料：平成27年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

区 分	基 準 年	平成47年
都市計画区域内人口	42.6千人	おおむね 29.7千人

注) 1.基準年は平成27年値(国勢調査、都市計画基礎調査)

2.都市計画区域内人口は百人未満を四捨五入

(2) 将来像及び都市づくりの基本方針

本区域は、東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた。このような悲劇を二度と繰り返さないため、防潮堤、河川堤防の整備などによる津波対策を推進するとともに、安全性の確保が困難な既存住宅地などは津波被害の恐れのない地域への移転を基本としつつ、住宅等の立地制限や嵩上げ盛土による安全性を確保することにより、災害に強いまちづくりを進めていく。また、事業所が集積している沿岸部においては、水産業や観光をはじめとした地域産業の再生と雇用の創出を図る。

さらに、災害時の緊急輸送や地域産業の流通及び人的交流を支えていくため、三陸縦貫自動車道や主要地方道気仙沼唐桑線などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備を進めていくとともに、少子高齢化の進展に伴う移動手段を確保するため、鉄道、BRT（バス高速輸送システム）やデマンド型交通などの公共交通ネットワークの維持・充実に努めていく。

あわせて、本区域の豊かな自然環境、自然風景を再生・維持し、未来へ継承していく必要がある。

これらを踏まえるとともに、広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向に基づきながら、以下に示す将来像と基本方針により、まちづくりを推進していく。

□ 将来像及び都市づくりの基本方針

《 将来像 》 災害に強く人と自然が共生するまちづくり

《 都市づくりの基本方針 》

- ・市街地の嵩上げ盛土などによる災害に強いまちづくり
- ・水産業と観光を基盤とした地域産業の再生
- ・本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備と公共交通ネットワークの維持・充実
- ・豊かな自然環境、自然風景の再生・維持

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から区域区分を定めないものとする。

- ・都市規模が小さく、かつ、人口も減少するものと予測され、今後、無秩序に市街地が拡大するおそれが低いと見込まれること。
- ・区域内において、関連する法令などにより、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

嵩上げ盛土などにより住宅地の安全性が確保される区域は、現位置において市街地の再生に努める。また、住宅立地が制限された区域では、産業系へ用途地域を変更するとともに、住工混在の解消を図る。

なお、このような市街地については、用途地域や地区計画などにより土地利用を誘導していく。

一方、市街地の周辺においては、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。

2) 主要用途の配置の方針

ア) 商業業務地

気仙沼駅周辺地区から南気仙沼駅周辺地区は、業務機能と商業機能が一体となった圏域の中心となる商業業務地として業務機能、買回品を主とした商業機能及び都市的サービス業の集積に努める。また、既に商業業務の集積が見られる主要地方道気仙沼唐桑線、都市計画道路魚市場中谷地線の沿道は、恵まれた交通条件を活かした幹線沿道商業業務地として小売業、飲食店、業務施設などの集積を図る。さらに、被災市街地復興土地区画整理事業などにより整備された地区は、住民の日常生活を支える小売店舗やサービス業などの配置に努める。

イ) 工業地及び流通業務地

気仙沼港の背後地区である南気仙沼地区、鹿折地区、魚町・南町地区は、被災市街地の嵩上げ盛土により水産業などの地域産業の再生を図る。また、国道45号とその他幹線道路が結節する松岩・面瀬地区は、交通の利便性を活かした工業地の形成を図る。さらに、津波復興拠点整備事業により整備した赤岩港地区、朝日町地区は、水産業などを集約することにより産業の活性化を図る。

ウ) 住宅地

被災市街地復興土地区画整理事業において嵩上げ盛土などにより安全性が確保される地区は、住宅地の集約により良好な住環境の形成を図る。また、都市中心地区については、耐震、耐火などに配慮した市街地整備の観点から、オープンスペースの確保、道路などの公共施設の整備を進め、居住環境及び防災性の向上を図る。さらに、高台に移転する住宅地では、周辺の自然環境との調和に配慮する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を整備し、総合的な交通ネットワークを形成するとともに、少子高齢化の進展に対応するよう、鉄道やBRTを基軸とした公共交通ネットワークの形成を目指す。

2) 主要な施設の配置の方針

主要な施設として、本区域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道45号、国道284号、主要地方道気仙沼唐桑線、主要地方道気仙沼陸前高田線、主要地方道気仙沼本吉線と、これらに接続する各都市計画道路を位置付ける。

また、新たな公共交通ネットワークの基軸となる主要な施設として、鉄道及びBRTの主要駅の駅前広場を位置付け、必要な整備を進める。

さらに、気仙沼港については、三陸沿岸の物流拠点としての役割を果たすため、港湾利用の拡充を図る。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	整備区間等	事業主体
主要な道路	三陸縦貫自動車道	市内区間	国土交通省
〃	(主)気仙沼唐桑線 [(都)片浜鹿折線]	化粧坂、鹿折地区ほか	宮城県
〃	(一)大島浪板線	国道45号～浦の浜	〃
〃	(都)鹿折駅浜線	鹿折地区	気仙沼市
〃	(都)魚市場中谷地線	気仙沼地区、南気仙沼地区	〃
〃	(都)本町宮口下線	〃	〃
〃	(都)魚町港町線	魚町・南町地区	〃
〃	(都)南町魚市場線	〃	〃
〃	(都)南町線	〃	〃
〃	(都)潮見町赤岩五駄鱈線	松岩地区	〃

〃	(都)朝日町赤岩港線	〃	〃
〃	(都)本郷古町線	気仙沼地区	〃
〃	(都)浜港線	鹿折地区	〃
〃	(都)魚市場朝日町線	南気仙沼地区	〃
〃	(都)弁天町魚市場線	〃	〃
〃	(都)南気仙沼駅前通線	〃	〃
〃	(都)河原田線	気仙沼地区	〃

② 下水道の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

- ・汚水の排除、処理については、宮城県生活排水処理基本構想に基づき、公共下水道及びその他の下水道類似施設などの汚水処理施設を組合せ、整備する。
- ・公共下水道事業計画に基づき、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、全ての計画区域について処理可能となるよう効率的な施設整備を行う。
- ・被災した施設の早期復旧を図るとともに、耐用年数が経過した施設の改築・更新や施設の耐震化などを行っていく。
- ・汚水については、震災により被災し新たに整備される市街地について、重点的に整備を進めていく。
- ・雨水については、震災による広域地盤沈降により浸水被災の危険性が高まった地区について、優先的に対策を行っていく。

2) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称
下水道	気仙沼市公共下水道

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

被災した市街地のうち、鹿折地区、魚町・南町地区、南気仙沼地区は、被災市街地復興土地地区画整理事業により市街地の再生を進めるとともに、震災前からの課題であった住工混在を解消し、良好な市街地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業

地区名称	整備手法	整備目的	事業主体
鹿折地区	被災市街地復興 土地地区画整理事業	住宅地、工業地、商業地	気仙沼市
南気仙沼地区	〃	〃	〃
魚町・南町地区	〃	商業地、工業地	〃

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域の骨格を形成し優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、人と自然が共生する安らぎのあるまちづくりを目指す。

2) 主要な自然的環境の配置の方針

ア) 環境保全系統

三陸復興国立公園や県立自然公園気仙沼をのぞみ、本区域全体に広がる山地・丘陵地及び大川などの主要河川の保全を図る。また、日常生活に身近な自然的環境である公園・緑地の維持・再生を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

イ) レクリエーション系統

既存の都市公園のほか、復興事業などにより整備される公園・緑地の維持・利用を図る。

ウ) 防災系統

災害時の一時的な避難場所となる防災公園の整備を進める。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全するとともに、工業地の周辺に緩衝緑地を確保する。

エ) 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ山地、丘陵地の山林や市街地内の街路樹などを整備・保全する。また、郷土景観を構成する海辺などの緑地を再生・保全する。

3) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	事業主体
地区公園	南気仙沼防災公園	気仙沼市
〃	松崎尾崎防災公園	〃

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

東日本大震災を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全性の確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震・津波に対する被害の実状と教訓の伝承や、近年多発する豪雨、土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などを図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

赤岩港地区、朝日町地区を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置付け、津波が発生した場合でも、その機能の維持が可能となるよう整備を進めていく。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

名 称	事業主体
赤岩港地区津波復興拠点整備事業	気仙沼市
朝日町地区津波復興拠点整備事業	〃

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東日本大震災では、広域的な幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたことから、三陸縦貫自動車道や国道45号、国道284号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な避難情報発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

